

郵送による試験案内の請求方法について

I. 郵送請求対応期間

○令和6年7月1日(月)～7月8日(月)

※上記期間内に往信用封筒等が本会に届くようご請求ください。

万が一、上記期間を過ぎてしまう場合は県内の試験案内配布場所に自ら出向き、試験案内を入手してください。郵送請求では、書類のやりとりに時間がかかるため、受験申込受付期間(令和6年7月16日(火)迄の消印有効)内に申込みができない可能性があります。

この場合でも本会では一切責任を負いません。

※試験案内配布期間は令和6年7月1日(月)～7月16日(火)です。

配布場所詳細は本会HPをご確認ください。

II. 請求方法の詳細

(1) 準備するもの

A. 往信用封筒(長形3号:縦235mm×横120mm)

B. 返信用封筒(角形2号:縦332mm×横240mm=A4判が折らずに入る大きさ)

C. 切手(往信用:84円、返信用:140円)

※ご用意いただいた封筒のサイズ(重量)等によって、往信に係る郵便料金が記載額を超える場合があります。ご確認のうえ、郵送してください。

(2) 請求手順

- ① 「A. 往信用封筒」表面に「B. 切手84円分」を貼付し、宛先(※)並びに請求者の(イ)郵便番号・(ロ)住所・(ハ)氏名を記入する。

※宛先

〒379-2154

群馬県前橋市天川大島町1-4-37(群馬県不動産会館)

一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会 行

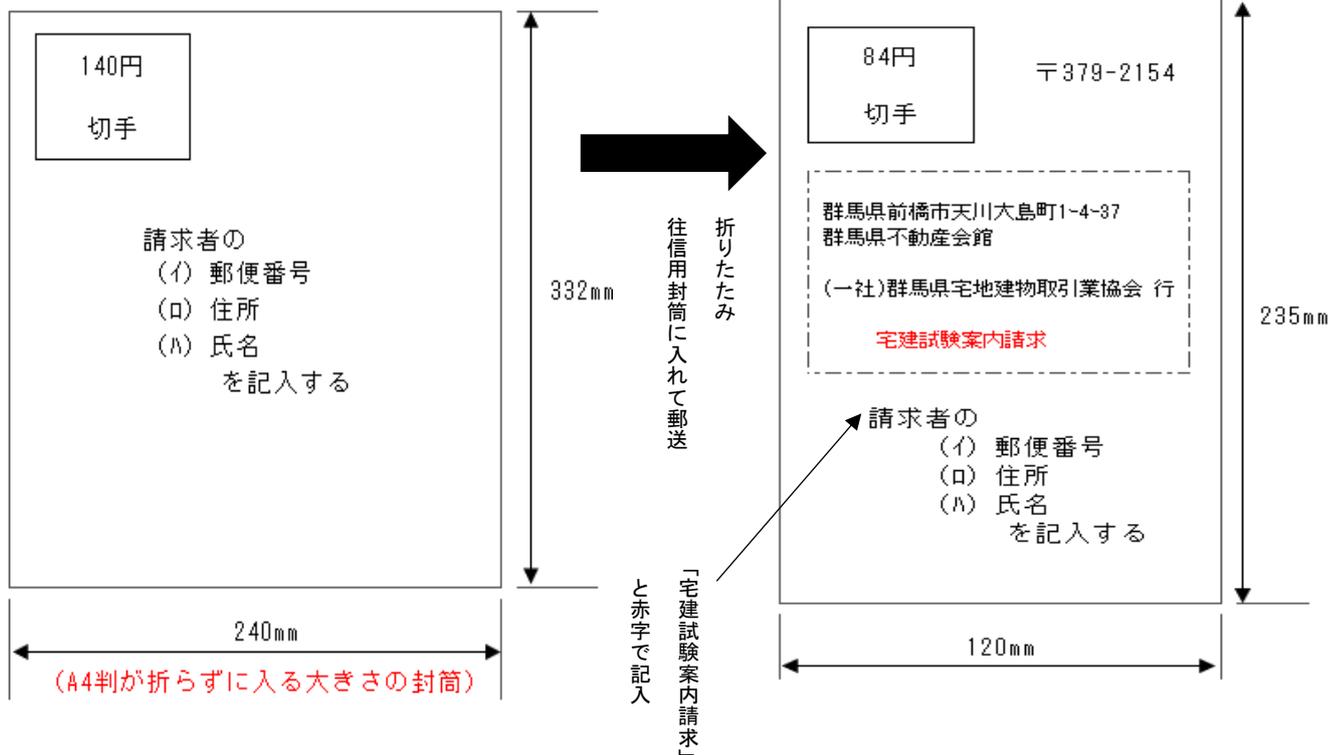
また、表面余白に「宅建試験案内請求」と朱書き(赤字で記入)する。

- ② 「B. 返信用封筒」表面に「C. 切手140円分」を貼付し、請求者の(イ)郵便番号・(ロ)住所・(ハ)氏名を記入する。
- ③ 手順②で用意した「B. 返信用封筒」を折りたたみ、手順①で用意した「A. 往信用封筒」に入れて郵送する。

<郵送による請求：図示>

B. 返信用封筒：角形2号
(請求者宛返信用)

A. 往信用封筒：長形3号
(当協会宛送付用)



Ⅲ. 請求時の注意事項

- ① 請求先は本会（群馬県宅地建物取引業協会）のみです。
※電話・FAX・メール等での請求はできません。
- ② 試験案内の配布は**請求者1名につき1部**です。
※試験案内は往信用封筒等が本会に到着した翌営業日に発送予定です。
- ③ 次の場合は試験案内を発送できない場合があります。特にご注意ください。
 - (i) 往信用封筒表面に「宅建試験案内請求」と朱書き（赤字）されていないもの
 - (ii) 返信用封筒がないもの、返信用封筒の大きさが角形2号より小さいもの
 - (iii) 所定料金（1通140円）の切手貼付がないもの（料金不足を含む）
 - (iv) 返信用封筒に請求者の宛名記載がないもの（宛名が正しくない・判読しにくいものを含む）
- ④ 郵便事情により配送に時間がかかる場合があります。また、誤配等の郵便事故に備えて、日程には余裕を持って請求してください。

Ⅳ. 本件に関する問い合わせ先

- ・（一社）群馬県宅地建物取引業協会／電話番号 027-243-3388